

## 第22回安中市行政改革審議会会議録【概要】

(以下、敬称略)

- 【日 時】 平成25年2月1日(金) 午前10時00分～12時00分  
【場 所】 市役所305会議室  
【出席委員】 14名(大平、小竹、佐藤、茂木、折茂、岡田、山田、千葉、武井、猿谷、田島、森泉、大塚、鈴木)  
【欠席委員】 1名(櫻井)  
【事務局】 7名(総務部長、企画課長、行革情報統計係長、企画調整係長、企画調整係員1名、担当職員2名)

### 【配付資料】

#### 会議次第

- 1 委員名簿
- 2 平成23年度 行政評価結果について
- 3 平成24年度 行政評価結果について
- 4 諮問書(写)
- 5 「市有財産の有効活用」を検討するにあたっての現状及び課題等の概況について
- 6 市有財産関係
  - －1 財産に関する調書
  - －2 土地(普通財産)
  - －3 土地(行政財産)
  - －4 建物(普通財産)
  - －5 建物(行政財産)
- 7 指定管理者制度関係
- 8 使用料・手数料関係
- 9 補助金のあり方に関する庁内周知について

#### 前回会議会議録

### 【詳細】

- 1 開会 司会進行：総務部長
- 2 委嘱状交付
- 3 挨拶 市長

#### 4 自己紹介

配付資料の確認：事務局

#### 5 会長、副会長の選出について 大平会長、岡田副会長を選出

大平会長、岡田副会長挨拶

#### 6 協議事項 議長：会長

##### (1) 行政評価について

<説明>

これまでの安中市における行政評価について：事務局

- ・本市の行政評価については、各種事務事業の目的の達成度や費用対効果を客観的に検証し、計画、実施、点検、評価、改善、改革を行い、限られた経営資源を最適に配分して行財政の健全化を図ることを目的としている。
- ・職員のコスト意識を高めるため、職員による職場討議を最初の評価段階で設けているが、これが本市の特色と言える。
- ・これまでの経緯については、平成20年に行政評価部会を設け行政評価の手法等について検討を行い、平成21、22年度の試行を経て、平成23年度から本格実施している。
- ・市の全事務事業数は約1,200程度あるが、評価対象事業を約300に絞り、各所管課において概ね3分の1ずつ3年間かけて評価を実施することとしており、原則として平成25年度に一巡する予定となっている。その後は再評価として継続していく予定。
- ・評価対象約300事業のうち、平成23年度に137事業、平成24年度に74事業、計211事業で評価を行い、残りが100事業弱となっている。
- ・評価の流れについては、各課において「行政評価シート」を作成し企画課へ提出。企画課において評価対象事業を選定し、庁内部課長が二次評価を行う。二次評価対象事業からさらに事業を絞り込み外部評価を行う。その後、庁内部課長から組織される行政改革推進会議で最終評価を行っている。
- ・評価項目について、各事業における市の関与の妥当性、事業内容の適切さ・有効性について段階的な評価を行い、問題解決についての方策にも言及し、次年度以降の事業の予算付けの方向性（拡大・縮小）を判断する手法となっている。
- ・行革審の委員には外部評価で評価委員として協力いただいております、来年度もお願いしたい。

## 平成23年度 行政評価結果について（資料2）：事務局

- ・ 資料中「最終評価結果（市長決裁）」の項目までは過去の行革審で報告済みだが、今回は、平成23年度予算額と平成24年度予算額の欄を設け、平成23年度の行政評価の結果を受けて平成24年度の予算にどのように反映されたかをお示しするもの。
- ・ 通番2「有料道路通行料支払い事務」
  - かつてハイウェイカードを秘書課が管理していた名残で、秘書課以外の課が高速道路を利用した場合でも秘書課の予算から支出しているため、利用課で予算付けする方向で提案されたもの。平成25年度から市長車以外のものについては、各課で予算措置をする方向性が示されている。
- ・ 通番5「文書管理及び情報公開事業※文書管理」
  - 文書管理システムのメンテナンス期限が過ぎたため、新たなシステムを導入するもの。最終評価結果では事業費は拡大という扱いになっている。
  - 平成23年度にシステムを入れ替えており、今後の事業費は保守等メンテナンスに係る部分のみ。
- ・ 通番6「路線バス対策事業」
  - 市内の乗り合いバスの欠損に対する補助を行っているもの。
  - 事業費は縮小という方向性だが、前年度の運行実績に基づき補助金額が算出されるため、単純に次年度の予算を削減することは難しい。乗り合いバスの経費削減・見直しの取り組みは継続して実施する。
- ・ 通番9「職員提案制度推進事業」
  - 職員から事務改善に繋がる提案を募集し、結果に応じて報償を与える事業。
  - 提案が不採用の場合でも5回提案すれば1,000円支給されていたが、これを見直し予算を減額した。
- ・ 通番31「すみれヶ丘聖苑管理運営事業」
  - 指定管理者制度を導入すべきと指摘された事業。
  - 隣接する富岡市のかぶら聖苑が指定管理者制度を導入しているため、市民課で検討を行っている。
  - かぶら聖苑と同様のサービスを提供する場合の経費（指定管理料）と現在のすみれヶ丘聖苑運営に係る経費を比較した結果、大幅な削減が見込めないことと、市内の葬祭事業者へアンケート調査を実施したところ、指定管理者制度導入に反対との意見が多かったため、市民課では、現時点での制度導入は見送ることとしている。
- ・ 通番42「防災行政無線事業」
  - 平成23年に設置したが、聞こえにくい部分があったため、安全安心課でアンケート調査を行い、聞こえにくい地域への対策が必要と判断している。
  - 難聴地区対策として平成24年度に予算付けを行っている。
- ・ 通番92「ニホンザル対策事業」

- ▶ サルによる被害が増加しており、県補助を充てて大学の研究者とともにニホンザルの生態調査を行っているもの。
- ▶ 調査結果が被害減少という成果に繋がっていないため平成24年度は予算措置していない。
- ・ 通番 97「農業振興研究会に関する事務」
  - ▶ 農業委員の視察研修・学習会・その他地域の農業振興事業等への参加に対して市が補助金を支出し、各農業委員も毎月3,000円積み立てているもの。
  - ▶ 視察研修に係る経費が主なものではないかとの指摘があり、事業費縮小と判定された。
  - ▶ 農業委員会事務局が農業委員会会長に行政評価の結果を説明したが、農業委員の内部で合意形成されていないとのことで、現時点で予算縮小は達成されていない。
- ・ 通番 119「中学生国際交流事業」
  - ▶ 市内中学生がカナダのキンバリー市にホームステイを行う事業。
  - ▶ 「国際的な視野を持った人材の育成に資する」とあるが、外国人講師を中学校に増やした方が国際的な感覚が養えるのではないかとの議論や、経済的な理由から一部の生徒しか参加できないのではないかとの議論があったため、事業費の方向性は縮小との判定がなされた。
  - ▶ 予算的には縮小されているが、自然減によるもので事業縮小に伴う減少ではない。
  - ▶ 受け入れるホストファミリーを手配するコーディネーターがいるが、そこを急に変更することが難しいため平成23年度と平成24年度で大きな変更はなかったとのこと。
- ・ 通番 126「生涯学習施設の主催事業」
  - ▶ 学習の森で実施している講座について、経費がかかっている部分と参加者が特定されている傾向や、各地区公民館の事業と学習の森の事業が同じような事業を実施している傾向もあるため、事業費縮小との結論がなされた。
  - ▶ 行政評価の結果を受け、予算削減に繋がった。
- ・ その他の事業について、予算の比較がされていないものについては現状維持となっている。

#### 平成24年度 行政評価結果について（資料3）：事務局

- ・ 平成25年度予算への反映状況は、平成25年度の予算が成立していない段階なので詳細について言及できないが了承願いたい。
- ・ No.15「交通安全協会補助事業」
  - ▶ 安中市交通安全協会の活動資金の一部を補助しているもの。
  - ▶ 事業の方向性は縮小の判定であり、平成25年度から縮小の方向で進めている。
- ・ No.17「街路灯管理事業」
  - ▶ 各地区の防犯灯の電気代等の支払いを行っているもの。

- 外部評価でLED化を進めるべきではないかとの議論がされた。同時に、通学路に係る教育灯、商店街に係る街灯、各地区の街灯を一本化した方が良いとの議論があったが、平成25年度で防犯灯と教育灯の一本化について担当課で協議する方向である。
- No.25「保育団体補助事業」
  - 安中市保育協議会への補助金65,000円について、減額できるのではないかとの判定に基づき、予算要求なしの方向で進めている。
- No.34「高齢者緊急通報装置設置事業」
  - 独居老人が自宅で倒れたりした場合に感知するセンサーや、急な体調不良時にボタンを押し通報するシステム等を設置するもの。
  - 外部評価では高齢化の進展に伴い対象者を拡大すべきとの意味で事業の方向性は拡大との判定だったが、最終評価では、事業の拡大とは対象者の拡大ではなく事業内容を充実していくことではなかろうかとの結論になり、結果として事業の方向性は同程度となった。
- No.35「介護慰労金支給事業」
  - 事業費を介護保険の特別会計に組み込むことで一般会計からの支出を抑えられるのではないかとの担当者の考えに基づき行政評価を行った。
  - 行政評価結果を受け、平成25年度から介護特会に組み込む方向で見直しを行う。
- No.38「市民農園整備事業」
  - 旧安中市の中宿と中後閑に市民農園があるが、中後閑の利用者が少ないことや耕作放棄地が多くあるのでそこを借りられるのではないかな等の議論があり、外部評価までは廃止や予算要求なしとの判定もあったが、最終評価で耕作放棄地に対する国からの指導に「市民農園の活用」があるので、事業を廃止できないのではないかなとの意見や、中宿はそれなりに利用者があるため、単純に廃止はできないのではないかなとの意見があった。
  - 中後閑については見直しの方向で進んでいる。
- No.39「養蚕振興対策事業」
  - 市内養蚕農家56軒への補助金。
  - 安中市は古くから養蚕地帯でもあるため養蚕文化は継承していくべきとの議論がされており、外部評価では予算・事業の方向性ともに拡大となっているが、最終評価では、本事業は補助金の交付であるため、補助金の交付という面では同程度との判定となった。
  - 養蚕文化の継承という部分では別の事業で考えた方がよいとの結論となった。
- No.41「森林整備担い手対策事業」
  - 森林整備の担い手を対象に、社会保険料の一部を補助している事業。
  - 二次評価・外部評価での議論が大きくなりすぎてしまったため、最終評価では予算・

事業の方向性について現時点では同程度でやむを得ないという結論となった。

- No.46「個性ある地域づくり推進事業」
  - 地域づくりを推進する団体の事業に対し補助金を交付する事業。
  - 要綱が曖昧であり何でも補助金がもらえてしまうような状態であるため、平成25年度で要綱の見直しを行い、平成26年度から新たな要綱で運営できるよう現在検討している。
- No.47「峠の横丁事業」
  - 鉄道文化むらに隣接する峠の横丁に麻苧茶屋という施設があるが、現在未利用であるため有効な活用法を検討するもの。
  - 立地条件的にも新たな利用者を急に見出すことはできないと思われるため、現状の施設管理を行うという部分において事業の方向性と事業費については同程度でやむを得ないという方向になった。
  - 市長からは美術館として利用ができないかとの指示が出ている。
- No.51「有害鳥獣対策事業」
  - 有害鳥獣による農作物の被害に対し、猟友会に捕獲等を委託している事業。
  - すべての評価段階で拡大の方向になっている。予算措置がどうなるか不明だが、行政評価の結果が縮小とするものが目立つなか、最終評価まで拡大となった事業である。
- 平成25年度についても平成24年度同様のスケジュールで行政評価を進めたい。
  - 7月中旬頃に担当課が「行政評価シート」を作成し企画課へ提出。
  - 8月中旬から下旬に全部課長で二次評価を実施。
  - その結果を踏まえ、9月中に行革審の委員を複数の班に分けて外部評価を実施。
  - 最終評価として、すべての事業について庁内部課長で組織する行政改革推進会議を10月中旬頃に開催し市長決裁を経て平成25年度の行政評価としたい。
- 平成23～25年度の3カ年で一通りの行政評価が終了することとなっている。
- 行政評価の対象となっていない事業についても、各課で積極的に評価対象として挙げていき、庁内での行政評価に対する意識を高めていきたい。

#### <審議結果>

- 諮問事項としての「行政評価のあり方について」の重点的な審議・議論は一旦区切りを付けることとするが、平成25年度も外部評価の委員として関わっていくこととする。

#### <審議>

- 行政評価全体を通じて感じたのは、こういう形で事業を見直すことも大きな意味があるだろうが、裏とすれば職員のやる気や事業に対する目を培う、それが資質向上なりやる気に繋がる、その辺をカバーできれば良いのではないかと。

- ・ 職員がどう変わっていったかというのは大変見えにくい面があるので、例えば職場討議が今まで以上に活発になったとか、管理職・課員を含め色々な意見交換ができるようになったとか、そういう面があればある程度行政評価の意味があったと思う。
- ・ 市関与の妥当性の中に「代替性」があった方が良いと思う。具体的には、子どもの国際的意識を高めるという場合、市が事業を行わなくても国際交流協会など民間を通じて事業を実施するなど幅広く検討してもよい。市民農園も国は進めてきているが、市が実施しろとは言っていない。法人やNPOを利用し、地域の交流あり、生産あり、食育ありといった面で都市近郊では盛んになっている。そういった面も職員に浸透させてもらいたい。
- ・ 創造型政策評価という考えを踏まえながら行政評価を実施してきたが、行政評価そのものと言うより、それを通して職員の資質の向上に繋がりたいという考え方もあり実施してきたところである。
- ・ 行政評価のなかで最終的には職員の資質・やる気をどうやって引き出して行政サービスの向上や効率化に繋がっていくか、ということが重要なテーマとして浮かび上がってきたと思う。特に最末端・最小組織の係長の職責の重要性が浮かび上がってきたのではないかと。その係長をどのように育成していくのか、ということが行政評価を通して鮮明に浮かび上がってきたのではないかと考えている。
- ・ 3年間で一巡するという事なので、資料2と資料3の事業が重なることはないと思うが、資料2の事業については、平成25年の欄をもう一列加える必要があると思う。一度外部評価が終わった事業は「嵐が過ぎ去った」と担当者が感じて以前の状態に戻ってしまうと意味がないので、列を増やし追跡調査してもらいたい。
  - ▶ 事務局としても、きっちりできないものについては追跡しモニタリングする予定である。
- ・ 農業に関しては、ここ数十年で変わってくると思う。耕作放棄地の問題を行政で担当しているが、こういうのはほんの一部の人の考えではないかと思う。行政が自ら携わらないで指導すべきではないか。そのために農地は農地で課税している。時代にあった考え方をしないとうまくないと思う。
  - ▶ 耕作放棄地の関係は担い手の問題もあるので、どのように若者を農業に戻すかを考えていきたい。
- ・ 行政でなければできないことと、行政ではできないことがあると思う。行政のすべてまんべんなく公平・平等にという目線だと、個々に対してはなかなか難しいので、その部分は民間活用ということも言えるのではないかと思う。
- ・ 観光協会では、これからは安中市の持っている観光資源を大いに活用して地域経済に貢献するにはどうすればよいかビジョンを策定しようということだが、そこに投資しなければならない。予算がなければ何もできないのか。現在、NHKの大河ドラマ「八重の桜」が放送中だが、放送終了時期を考えると、何もできないまま終わってしまう。

今までの大河ドラマの舞台となった各地へ行ってみると、旬は放送中の年と翌年の2年である。その2年間でどのように経済効果を地域にもたすのか。観光協会と商工会が一体となってやらなければならないが、両団体とも補助金を受けている団体である。

- ・ 民間からの提案を職員がどれだけ積極的に対応しようとしているのか、そこに非常に問題があると思う。ひとつひとつ現場が動いていない。今トイレが必要だが、なかなか時間がかかる。大河の情報は昨年からあるが、トイレや駐車場がまだ整備されていない状況である。スピード感を考えたとき、行政では難しいと思うので、ある程度投げてもらえれば民間的な立場で動けると思う。
- ・ 行政の立場と民間の立場をどのように摺り合わせていくか、仕組みのところで踏み込んでもらいたい。
- ・ 公共的団体は、ある面では行政の補完的な役割を果たしていたが、行政との繋がりが強いため予算がないとか、手続きの煩雑性とか、そういうことで時代の進歩に比べ迅速性がなくなってきている。
- ・ 投資的なところではNPOやボランティア団体が活動する余地があるが、なかなか地方の場合はNPOやボランティアを結成し活動しようとする人も少ないと思うので、そこをどうやっていくかがポイントではないかと思う。
- ・ 職員の意識の向上とか能力の向上につけるのかと思う。外部評価の結果がすべて反映されていないのはいけないことではない、というのはまったくそのとおりだと思うが、外部評価の結果と最終評価の結果が異なるときの理由に意識が現れているので、その理由がとても大事だと思う。
- ・ 資料2の97番「農業振興研究会に関する事務」について、「農業委員内部での合意形成がなされていないので」という理由だが、こういう説明というのが、意識がまだ変わっていないと思わせる手がかりでありこういう理由ではいけないと思う。
- ・ 資料3の38番「市民農園整備事業」について、「国の方針で」というある種古典的な事業を残すための言い方ではなく、別の言い方を考えるようになってくると意識も変わってくると思う。
- ・ 外部評価の意味があると思ったのは、こういう意識がもう少し変わらなければいけない部分が浮き彫りになったことや、原課の担当者もこういった点に注意して評価していくべくだと感じた。
- ・ 2000年の4月に地方分権改革が行われ、市町村の4割、県の6割と言われた機関委任事務が全廃され、制度が大きく変わった訳だが、依然として国県の考え方がこうだから、或いは補助金が付いているからという意識がかなりあるのではないかと感じている。
- ・ 職員の資質の向上や意識改革など、地方分権改革に見合った職員の要請がこれから重要になってくると考えている。

- ・今は昔と違って民意・民度が高まっているので、役所の思惑とか理由は時代にそぐわなくなってきた。外部委員の意見として、これは時代にそぐわないので止めるべきとされれば、勇気を持って止めていく、そこまで徹しないと改革にならないと思う。県も市も国の方針に立ち向かっていくという姿勢で臨まないと進んでいかないと実感している。民意に沿っていかに行行政ができるか、そういう時代だと思う。
- ・諮問事項のうち「行政評価のあり方について」の重点的な審議・議論は一応区切りを付け、次の諮問事項「市有財産の有効活用」に移ってみてはどうか。

**【意見なし】**

- ・行政評価は行革審の中核的な事項なので引き続き関わっていくが、議論としては区切りを付け、諮問事項「市有財産の有効活用」に移ることとする。

<企画調整係長、企画調整係員退席>

**(2) 今後の予定について**

<説明>

市有財産の有効活用について：事務局

- ・市有財産の定義について説明。(資料5)
  - 地方自治法上の財産は、公有財産、物品、債権、基金に分類される。
  - 公有財産には、不動産、動産等の種類がある。
  - 公有財産は、行政財産と普通財産に分類される。
- ・安中市の市有財産の状況について説明。(資料6-1)
  - 「財産に関する調書」に自治法に規定された安中市の財産が記載されている。
- ・安中市における市有財産をとりまく課題の状況について説明。(資料5)
  - 学校の廃校や保育園の廃園に伴う跡地の課題がある。
 

資料5の①入牧小学校から⑥第一保育園まで、一部校舎を利用しているところもあるが、④西中学校では体育館は利用しているが校舎と校庭の利用予定は今のところない。⑤坂本小学校も今年度末で廃校となるが利用予定はない。今後、第一保育園と第二保育園が統合となるが、統合後の第一保育園の利用予定はない。
  - 公営住宅の用途廃止に伴う未利用地の増加が見込まれる。
 

現在、建築住宅課で公営住宅の長寿命化計画を策定中だが、その中で公営住宅のストック数を現状の1,100戸から将来的には880戸程度にする見込みであり、220戸程度の余剰が予想される。余剰箇所は主に旧町中に点在する古い公営住宅であり、この空き地をどのように利活用するのかが課題となる。
  - 資料6-2～資料6-5まで細かい一覧があるが、未利用の市有地については、例として資料6-2の中に「未使用地」との記載がある。これらの土地の詳細な状況については、現時点では把握していない。

- ▶ 道路等公共事業の用地として土地を買収する場合、中途半端な小規模な土地が残るケースがあり、地権者からの要望により市が買い上げることがある。これらの残地の問題がある。
- ▶ 土地開発基金で土地を取得する場合、取得する目的があって先行取得する訳だが、その目的・計画が頓挫してしまい、結果として未処分土地として残っているものがある。基金により先行取得した土地は、事業実施の際に一般会計で買い戻すが、土地開発基金は定額運用基金であるため、基金で取得した金額と同額で買い戻さねばならず、仮に基金の土地を売却処分する場合、地価の下落分の損失を一般会計で補填しなければならないという問題もあり、売るに売れない状況である。
- ▶ ホームページのバナー広告や封筒・バス・公用車等による広告収入、施設の命名権をネーミングライツとして売り収入源とする活用方法も考えられる。
- ・ 今後の利活用の方向性は、貸付の継続や売却など各種考えられるところだが、「市有財産の有効活用」は切り口が難しいため、どのようなアプローチが必要なのかご協議願いたい。

#### <審議結果>

- ・ 土地開発基金の現況等を整理した資料を行革審に提示することとする。
- ・ その際、ある程度まとまった面積の土地をピックアップすることとし、細かい土地については省略することとする。

#### <審議>

- ・ 提供できるものなら土地開発基金の資料を出してもらいたい。
  - ▶ 可能だと思うので提供したい。
- ・ 自治体の会計制度については、日本の自治体は遅れているという状況がある。財産について議論するとき、その辺もポイントになるかと思う。
- ・ 県が土地を活用し建物を建てるコンペを行った際の資料では、現有価値については鑑定士が価格を算定し、その後の土地の活用の仕方によって価値が変わっていた。
- ・ 取得時より地価が下落したので損が出るから売れないという説明があったが、売却すれば固定資産税が入るという考えもある。そうでなければ、いつまでも処分できない。全てとは言わないが、処分して固定資産税を得るという発想でいけば、処理できるものもあるのではないか。
- ・ 財産に関する調書には、面積の内訳はあるが取得価格や現在の評価額の記載がない。損益を一般会計で補填しなければならないので売却は難しいとの話があったが、取得額と現在の評価額の開示がないため、なかなか市民の理解が得られないという部分もあると思う。
- ・ 損失を一般会計で補填しなければならないことについて、市民の理解を得るためには

情報の開示が必要であり、そのためには現状の資産の評価を一度やらなければならぬと思う。

- 土地開発基金に係る部分を中心に、できる限り現況をまとめたいと思う。
- ・ 細かいものは省いて構わないと思う。
- 土地開発基金や普通財産を所管する財政課に確認し、開示できるものは開示する方向としたい。その際、ある程度の面積の土地とし、細かいものは省略することとしたい。
- ・ 未使用地の時価を調査し、例えば100円となった時に売却は70円までならよい等の方針を作るのか、また、これだけ損失が出て仕方がないと市民に理解が得られるのか、というようなところかと思う。未使用地について大きな面積から優先順位を付け調査するのがよいのではないか。

### (3) その他

- ・ 特になし

### 7 その他

- ・ 「補助金のあり方について」、第21回行革審報告後の状況について資料9に基づき説明。

閉会